

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）
まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群それぞれについて、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値、資源管理基本方針別紙 2-16 の第 4 に定める漁獲シナリオより得られる漁獲圧力、及び資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値（まさば対馬暖流系群は 0.7、ごまさば対馬暖流系群は 0.95）を乗じた値を A B C とする。
- ③ 管理年度当初の T A C は、両系群の A B C の合計値から、漁獲シナリオに即して行った令和 7 管理年度の T A C に追加した数量を減じた数量を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まさば及びごまさば対馬暖流系群	199,000 トン <244,000 トン-45,000 トン>

※令和 7 管理年度が終了し、当該管理年度の漁獲実績が確定した後に、
漁獲シナリオに則して、令和 8 管理年度の T A C を変更する。

2 配分（案）

- （1）3,800 トンを管理年度当初の国の留保とする（※）。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
（※）両系群の A B C の合計値（244,000 トン）の 20 パーセントである 48,800 トンから、漁獲シナリオに則して行った令和 7 管理年度の T A C に追加した数量（45,000 トン）を差し引いたもの。
- （2）T A C から管理年度当初の国の留保を除いた分について、過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づき、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量（案）は別紙のとおり。

(参考1) 資源管理の目標

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：330千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：117千トン（親魚量の過去最小値）
- ③ 禁漁水準値：13千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

2 ごまさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：92千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：31千トン（親魚量の過去最小値）
- ③ 禁漁水準値：4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

(参考2) 漁獲シナリオ（資源管理基本方針別紙2-16第4関係）

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ及び漁獲圧力

- ① 親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調節する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β ：まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群共に0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

2 管理年度途中のTACの調整について

管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

- ア 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度のTACに一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- イ 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定されるTACは、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ウ TACの調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(参考3) T A C及び漁獲実績の推移

単位：万トン

	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
T A C	20.87 (27.05)	21.39 (23.67)	18.53 (19.13)	12.90 (14.30)	17.82
漁獲実績	—	19.06	16.35	14.19	12.76

(出典：T A C報告より水産庁作成)

※括弧内は変更後の数字（管理年度中に変更があった場合）

(参考4) その他

T A Cの未利用分の繰越しについては、令和8管理年度以降の導入に向けて現在検討中。

令和8管理年度まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば対馬暖流系群	199,000 <244,000-45,000>

大臣管理分

大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	103,800

知事管理分

都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,800	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	23,700	
山口県	2,700	
長崎県	40,700	
鹿児島県	8,200	

留保(トン)	3,800 <48,800-45,000>
--------	--------------------------